



堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談) 072-221-7146

「訪問販売お断りシール」をご活用ください

消費生活センターでは「訪問販売お断りシール」を作成、配布しています。

このシールを玄関のインターホンの近くなどに貼っていただくことで、悪質な訪問販売を断っていることとなります。それでも勧誘があった場合、口頭ではっきりと「いりません」と断ってください。まだ貼り付けされていない方はぜひ！

シールは消費生活センターや市内各区役所などで配架しています。



高齢者の相談から（点検商法）

【相談】自宅に床下の点検に来たという業者から言われるままに工事の契約書にサインをしてしまい、高額な請求書がきてしまった。

事例：
このままだと床が腐って
抜けてしまいますよ

よくある言い回し

- ・このままでは大きな地震が来た時に崩壊してしまいますよ
 - ・今すぐ契約してくれたら割引しますよ
 - ・周りの家でも皆さんされていますよ
- ※ほかにも契約するまで帰ろうとしなかったりします



被害にあわないために

- ・契約を結ぶ前に複数業者から見積もりを取るようにしましょう。本当に必要な工事なのか、適正価格なのかがわかります。
- ・目の前のお得や不安にまどわされず、いったん身近な人や家族に相談してみてください。
- ・契約してしまっても、訪問販売の場合は「クーリング・オフ」という制度があります。制度の使い方などは消費生活センターでご案内できます。



困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが

堺市立 消費生活センター

ツイッターやっています！

ココから→



住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階（堺東駅前スク）

電話 (相談) 072-221-7146 (事務) 072-221-7908

FAX 072-221-2796

メール syoseise@city.sakai.lg.jp